

○第 271 回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：令和 6 年 6 月 3 日（月） 14：24～16：32

議事概要

（1）動物用医薬品（ジブチルサクシネート）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、ジブチルサクシネートは、評価の考え方^注の 3（3）①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（2）動物用医薬品（ノルジェストメット）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、ノルジェストメットは、評価の考え方^注の 3（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（3）動物用医薬品（プラレトリン）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、継続審議となった。

*** ジブチルサクシネート：**

昆虫嫌忌剤で、日本国内で承認されている動物用医薬品に含有されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

*** ノルジェストメット：**

発情周期の同調を目的としたホルモン剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されていません。

*** プラレトリン：**

合成ピレスロイドで、ナトリウムチャンネルを作用点として殺虫活性を示す化合物です。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和 2 年 5 月 18 日動物用医薬品専門調査会及び令和 2 年 6 月 15 日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料 1）